

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名称	協力の目的及び内容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署名者	告示番号 (注4)
ネパール	数値標高モデル及びオルソ画像整備計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	数値標高モデル及びオルソ画像整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,170,000千円 2024.3.31まで	2020.5.25 カトマンズ で (同日)	日本側 西郷正道在ネパール大使 ネパール側 シンル・クマール・ドクセンガナ財務省次官	2020.6.23 226号
ネパール	ネパール政府に対する贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の間関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2020.6.25 カトマンズ で (同日)	日本側 西郷正道在ネパール大使 ネパール側 シュリクラシユナ・ネパール財務省国際経済協力調整局長	2020.7.8 281号
ネパール	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入及び役務の購入	365,000千円 2028.12.31まで	2020.7.8 カトマンズ で (同日)	日本側 西郷正道在ネパール大使 ネパール側 シンル・クマール・ドクセンガナ財務省次官	2020.8.6 302号
ネパール	ネパール政府に対する贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	貧困削減に係る計画等を実施するために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円 2022.1.31まで	2020.7.23 カトマンズ で (同日)	日本側 西郷正道在ネパール大使 ネパール側 シンル・クマール・ドクセンガナ財務省次官	2020.8.7 310号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。